

第3章 許可・届出等の手続き

盛土規制法に関する許可・届出等の手続きは以下のとおりです。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

－以下抜粋－

3-6 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。

また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

余裕をもって申請を行うとともに、必要に応じ事前相談をご活用ください。

■ 許可申請の標準処理期間

許可申請面積	手続きの種類	標準処理期間(日)		
		市町村	県	計
5 ha未満	盛土又は切土	10	30	40
	土石の堆積	10	14	24
5 ha以上	盛土又は切土	20	40	60
	土石の堆積	15	25	40

3-7 手数料

以下に示す許可申請等については、手数料の納付が必要となります。

手数料については、事前に額を確認した上で県収入証紙を購入し、申請書に証紙を貼付して建築指導課へ納付するようにしてください。

3-7-1 許可申請手数料及び中間検査申請手数料

	盛土／切土	土石の堆積	中間検査
	手数料額	手数料額	手数料額
500㎡ 以内	21,000円	16,000円	10,000円
500㎡ 超え 1,000㎡ 以内	32,000円	18,000円	11,000円
1,000㎡ " 2,000㎡ "	44,000円	21,000円	12,000円
2,000㎡ " 3,000㎡ "	62,000円	24,000円	13,000円
3,000㎡ " 5,000㎡ "	72,000円	34,000円	15,000円
5,000㎡ " 10,000㎡ "	96,000円	37,000円	16,000円
10,000㎡ " 20,000㎡ "	150,000円	44,000円	17,000円
20,000㎡ " 40,000㎡ "	228,000円	58,000円	18,000円
40,000㎡ " 70,000㎡ "	354,000円	78,000円	20,000円
70,000㎡ " 100,000㎡ "	498,000円	114,000円	26,000円
100,000㎡ を超えるもの	642,000円	138,000円	27,000円

3-7-2 変更許可申請手数料

変更許可申請 1 件につき、以下①～③を合算した金額

①設計の変更	当初許可面積に応じた上表許可申請手数料額の10分の1の額
②区域の編入	新たに編入する工事面積に応じた上表許可申請手数料額
③その他の変更	10,000円

※盛土／切土：上記算定額が 642,000 円を超えるときは 642,000 円とします。

※土石の堆積：上記算定額が 138,000 円を超えるときは 138,000 円とします。

3-7-3 書面等交付手数料

盛土規制法（施行規則第88条）に基づく証明書の交付	480円
---------------------------	------